

# 戸田市屋外広告物条例の一部を改正する条例(骨子)

概要版

## (1) 公益性の高い屋外広告物に対する規制緩和

### ① 公共デジタルサイネージ等の設置推進のため

公益上必要な施設・物件(公共案内図板)等に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を施設の設置、維持管理費用に充てる場合、屋外広告物規制の弾力的な取扱いが可能となりました。

### ② エリアマネジメント活動促進のため

民間が主体となったエリアマネジメント活動の自主財源確保を目的とし良好な景観形成に寄与する場合に限り、屋外広告物規制の弾力的な取扱いが可能となりました。



屋外広告物の表示禁止地域である駅前交通広場、公園、公共施設等の公共空間においても市長の許可を受けて、公共案内板などの公益上必要な施設・物件に一般広告物を表示することが可能になります。



大宮公園駅前



屋外広告物の表示禁止地域である駅前交通広場、公園、公共施設等の公共空間においても市長の許可を受けて、民間団体による地域の公共的取組事業の財源確保目的で、良好な景観形成に寄与する場合に限り、一般広告物を表示することが可能になります。



大阪うめきた地区

## (2) 屋外広告物の安全管理の強化

平成27年2月の札幌市での看板落下事故など各地で屋外広告物による事故が発生していることから、屋外広告物の安全管理を強化する必要があります。



現行規定の屋外広告物の表示者、設置者、管理者に加えて所有者または占有者にも、当該屋外広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを明確にします。併せて、屋外広告士などの専門的知識を有する者による、点検を義務化します。



札幌市の事故